

契 約 書 (案)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター ○○ ○○○ (以下「発注者」という。)と○○ ○○ ○○○ (以下「受注者」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の件名 電子複写機の複写サービス
- (2) 契約の内容 受注者が発注者に複写サービスを提供するに際し、適切は操作方法を指導し、設置した複合機が常時正常な状態で複写サービスを提供できるように保守を行うとともに、複写に必要なとする複写用品(ドラム、トナー等)を円滑に供給するものとする。
- (3) 履行期間 令和3年9月1日から令和8年8月31日まで
- (4) 設置機種 複合機 ○○ ○○
- (5) 設置場所 神奈川県立がんセンター(管理研究棟4階 臨床研究所 がん予防・情報学部)
- (6) 契約価格 基本料金 月額 ○円
1枚あたり モノクロ印刷 ○円、カラー印刷 ○円
- (7) 契約保証金 免除する。
- (8) 代金支払場所 三井住友銀行横浜支店

(複写機の納入及び検査)

第2条 受注者は、発注者が複写機を正常に使用できる状態で納入するものとし、発注者は受注者から納入の通知があったときは速やかに検査を行うものとする。

- 2 前項の検査に不合格となったときは、受注者は直ちに良品と交換し再度発注者の検査を受けるものとする。
- 3 納入に要する費用は全て受注者の負担とする。

(複写機の料金)

第3条 受注者は毎月末日にカウンターにより1ヶ月分の使用総枚数(以下「カウンター枚数」という。)を算出し、その結果をカウンター数値確認表により発注者の指定する者に提出し、確認を受けるものとする。ただし、月の末日が「神奈川県の休日に定める条例」に規定する休日にあたる場合には、その前日に確認を受けることとする。この休日における使用枚数は、翌月分として算入するが、3月の末日及び履行期間満了日における確認については、上記の規定にかかわらず、3月31日及び履行期間満了日に受けるものとする。

- 2 前項の1ヶ月とは、月の初日から末日までをいい(以下「使用期間」という。)、使用期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、1ヶ月として取り扱う。
- 3 請求枚数の算出にあたっては、受注者が点検整備のために使用した枚数と受注者の責めに帰すべき理由により発生した不良複写枚数の合計枚数(以下「控除枚数」という。)を減じた枚数とする。
- 4 前項に規定する控除枚数は、カウンター枚数に0.02を乗じて得られた枚数とし、1枚未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 5 受注者は、第3項に規定する請求枚数に第1条第6号の規定による契約価格を乗じ、これに消費税額を加えて請求するものとする。なお、請求額に端数が生じた場合は、円未満切捨てとする。

(複写料金の支払い)

第4条 複写料金の支払は、受注者の適法な請求書を受領した日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に行うものとする。

- 2 発注者の責めに帰する事由により約定期間までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対し、約定期間満了日の翌日から起算して支払日までの日数に応じた複写料金に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)(以下「遅延利息率」という。)で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円

未満であるときは、遅延利息は支払うことを要しないものとする。

- 3 受注者が自己の都合により、前項の約定期間内に複写料金を受領しないとき、又は災害その他やむを得ない事情により発注者の支払いが遅れたときは、発注者は遅延利息支払の責めを負わない。

(履行遅滞)

第5条 受注者は、第1条4号に規定する設置機種を履行期間内に納入することができないときは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めたときを除き、遅滞日数1日につき当該複写料金に係る仕様書に記載された予定数量に契約単価を乗じた額に遅延日数に応じ遅延利息率で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第6条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

(機器の保守及び複写用品の供給)

- 第7条 受注者は、複写機を常に良好な運転状態に保つよう定期的に社員を設置場所に派遣して、点検と調整を行うと共に、複写用品一切に不足を生じないよう円滑に供給しなければならない。
- 2 複写機に傷害が発生した場合は、受注者は発注者の請求により、執務時間内にあつては概ね1時間以内に、それ以外の場合にあつては設置場所職員と協議の上、社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
 - 3 受注者は、前2項における作業終了後に保守作業報告書を発注者に提出するものとする。
 - 4 受注者は、複写機の故障等が頻繁に発生し発注者の業務に支障を来たすおそれがある場合には、発注者と受注者とが協議の上、速やかに無償で新しい複写機に交換しなければならない。
 - 5 故障等により相当期間にわたり複写機の使用ができないときは、発注者と受注者とが協議の上、必要に応じて代替の複写機を提供するものとする。
 - 6 保守及び修理等に必要経費は、全て受注者の負担とする。

(複写機及び複写用品の所有権等)

- 第8条 複写機及び複写用品の所有権は、受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用管理するものとする。
- 2 受注者は発注者が故意又は重大な過失により設置機器及び複写用品に損害を与えた場合は、発注者に対し損害賠償を請求することができる。
 - 3 前項の場合において、受注者が動産保険契約に基づいて保険金を受け取った場合は、その保険金額を限度として発注者はその責めを免れるものとする。

(設置場所の変更)

第9条 発注者は、第1条第5号に規定する設置場所を変更する場合は、事前に受注者に通知しなければならない。この場合の作業は受注者が行い、要する費用は受注者の負担により行うものとするが、移転先までの運送や階段作業、クレーン等の機材を用いた作業で料金が発生した場合は発注者の負担とする。

(報告義務)

第10条 発注者は次のときは、直ちに受注者に通知するものとする。

- (1) 複写機について盗難、損傷等の事故が発生したとき。
- (2) 複写機自体、又はその取扱に起因する事故により第三者等に損害を与えたとき。

(損害保険)

第11条 受注者は、複写機について履行期間を保険期間とする動産保険契約を受注者の選定する損害保険会社と締結するものとする。ただし、保険料は受注者が負担するものとする。

(第三者損害)

第12条 受注者は、本契約の履行に際し、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合は、発注者の負担とする。

(秘密の保持等)

第13条 受注者は、複写機の保守及び複写用品の供給に際して、設置場所に受注者及び受注者の委任を受けた技術者等を立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た個人情報及び発注者の義務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この規定は、契約の終了時においても同様とする。

(契約の適正履行)

第14条 受注者は、第1条に規定された契約の内容に従い、善良なる管理者の注意を持って誠実に契約の履行にあたらなければならない。

(業者調査への協力)

第15条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除できるものとする。なお、本条に基づき契約を解除する場合（第4号に該当する場合を除く。）、受注者は違約金として仕様書に記載された予定数量に契約単価を乗じた額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。また、このために受注者に損害が生じても発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により第1条に規定する契約の内容を履行する見込みがないとき。

(2) 前号のほか、不正行為等本契約の各条項に違反したとき。

(3) 発注者の監督若しくは検査の実施にあたり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 契約の履行に必要な許可、免許、登録、各種資格等の取消又は抹消されたとき。

(5) 組織改編等のため設置所属が廃止になったとき。

(6) 契約の解除を受注者が願い出たとき。

2 受注者は、この契約の履行にあたり、反社会的勢力との一切の関係を持ってはならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

(3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

(4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若し

くは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合には、受注者は、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、受注者が次の各号に該当するときに準用する。
 - (1) 受注者がこの契約履行にあたり、反社会的勢力と関係を持ったとき。
 - (2) 契約締結後に受注者が反社会的勢力であることが判明したとき及び反社会的勢力が直接又は間接的に受注者を支配するに至ったとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第18条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

（談合その他の不正行為による解除）

第19条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人である場合にあっては、その役員又は使用人を含む）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

（賠償の予約）

第20条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、仕様書に記載された予定数量に契約単価を乗じた額の100分15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約終了後も前条第1項各号のいずれかに該当するときは、賠償金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、発注者が特に必要と認める場合にはこの限りではない。また、発注者に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償金の徴収）

第21条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）

を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を超過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ遅延利息率の割合で計算した額（以下、「遅延利息」という。）を加えた額を徴収する。

- 2 契約金が未払いの場合にあっては、賠償金等及び契約金支払日までに遅延利息がある場合にはその遅延利息を、発注者が支払うべき契約金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を発注者は別途徴収する。

（受注者の解除権）

第 22 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため発注者に損害が生じたときは受注者がその責めを負わないものとする。

（1）発注者の責めに帰すべき理由により第 1 条に規定する契約の内容を履行することができない状態が相当の期間にわたるとき。

（2）その他本契約に反する行為があったとき。

- 2 前項の規定により受注者が契約を解除したことにより損害が生じたときは発注者はこれを賠償するものとする。この場合において、複写機の撤去に要する費用は、次条の規定にかかわらず発注者の負担とする。

（複写機の撤去）

第 23 条 受注者は、契約履行期間が満了したとき等により複写機を撤去する場合には、速やかに行うものとする。なお、当該複写機の内部に入出力データの記憶媒体として揮発性メモリー以外を搭載している場合には、設置場所からの撤去時に当該記憶媒体を取り外したうえで契約所属の職員に提出しなければならない。

- 2 撤去に要する費用は全て受注者の負担とする。

（契約の費用）

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（協議事項等）

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、病院機構会計規程及び契約事務取扱規程に基づくほか、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

（特記事項等）

第 26 条 この契約に特記事項がある場合には、別紙において定める。

- 2 この契約書本文と仕様書、特記事項が抵触する場合には、仕様書、特記事項を優先する。

この契約の締結を証するため、本契約 2 通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

令和 3 年〇月〇日

発注者 横浜市旭区中尾 2-3-2
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立がんセンター
〇〇 〇〇〇

受注者 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

別添

特記事項

(秘密等の保持)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、責任者についてあらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項が適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受注者は、個人情報の保護に対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、神奈川県個人情報保護条例第15条、第63条及び第64条の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(個人情報の安全管理)

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため収集、または取り扱った個人情報又は発注者から引き渡された書類等に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、発注者に速やかに報告しなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等があった場合には、被害を最小限にするための措置及び再発防止のための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を遅滞なく発注者に報告し、また発注者

の要請に応じて必要な情報の公表、本人への説明等につき共同でこれに対処するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第10条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

以上